

(令和6年8月9日から適用)

気象警報発令時等の対応基準について（学校教育施設開放事業）

1 気象警報発令時の対応

(1) 発令内容による対応

	発令内容	対応
ア	暴風警報	発令時に閉館
イ	特別警報（大雨、暴風等）	
ウ	大雨警報	通常どおり開館
エ	洪水警報	

(2) 暴風警報、特別警報（大雨、暴風等）発令時の具体的な対応

	発令内容	対応
ア	午前 7時までに解除された場合	午前9時から使用可能
イ	午前 7時以降午前10時までに解除された場合	正午から使用可能
ウ	午前10時以降午後 1時までに解除された場合	午後3時から使用可能
エ	午後 1時以降に解除された場合	終日使用停止

2 地震発生時の対応

震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時に使用停止とします。

施設の安全が確認できた時点で、再開の有無を決定し、再開を決定した際には、ホームページ等により案内します。

3 その他の注意事項

(1) 災害による被害状況等から判断し、上表以外でも臨時に使用停止する場合があります。

(2) 町立体育館が開館していても、以下の場合、臨時に使用停止する場合があります。

ア 学校教育施設の被害状況を調査中の場合

イ 学校教育施設が被害を受けて使用できない場合

ウ 学校教育施設が避難所になった場合

エ 台風や豪雨が去っても引き続き増水が予想される場合

オ その他、教育委員会が開館すべきでないと判断した場合

(問合せ先) 町立体育館 電話075-962-1331